



2021年度

事業計画書

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

一般社団法人北海道食産業総合振興機構
(フード特区機構)

< 目次 >

I	概要	2
II	2021年度の取組内容	4
	1 生産体制の強化	
	(1) 一次産業と企業の連携促進等	4
	2 研究開発拠点の拡充とネットワーク強化	
	(1) 試作・実証・製造プラットフォームを活用した食品開発の促進	5
	(2) 連携プロジェクトを通じた研究開発基盤の拡充支援	6
	3 輸出支援の加速	
	(1) 輸出拡大に向けた商流・物流の構築、拡充（東アジア・東南アジア）	7
	(2) 輸出業務を担う人材の育成	9
III	フード特区の統括・管理（マネジメント）	10

I 概要

1. 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区（以下「フード特区」）の目標

(1) 数値目標（5年間の増加目標）

輸出・輸入代替額：2,600億円

（内訳：輸出600億円、輸入代替900億円、インバウンド1,100億円）

(2) 主なプロジェクトとそのKPI（重要業績評価指標）

① 一次産業と企業との連携促進等による食産業の競争力強化プロジェクト

<KPI>一次産業と企業との連携プロジェクト数：5年間で25件

② 「食の臨床試験システム」を核とした食の高付加価値化の研究・製造拠点の集積促進プロジェクト

<KPI>機能性素材の新規研究開発プロジェクト数：5年間で100件

③ 海外需要獲得（海外を相手に稼ぐ）プロジェクト

<KPI>輸出に必要な国際認証・登録等数：5年間で50件

2. 一般社団法人 北海道食産業総合振興機構（以下「当機構」）の役割

当機構は「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域において、食品の高付加価値化等による商品開発、生産拡大及び販売促進のため、産学官及び地域間連携を推進し、食品生産体制の強化及び食関連産業の発展、延いては国際競争力の強化の実現を図る」ため、フード特区のマネジメントを行うとともに、自主事業の実施及び国や北海道の委託事業や補助事業を活用し、フード特区の目標達成に貢献する事業を行う。

3. フード特区に係る国際戦略総合特別区域計画の終了および当機構の解散の予定について

2011年12月、北海道・札幌市・江別市・函館市・帯広市・北海道経済連合会は、日本で唯一の「食」の国際戦略総合特区「フード特区」の指定を受けた。第1期計画期間（2012～2016年度）、第2期計画期間（2017～2021年度）を通じ、特区制度に基づく優遇制度の活用等により、食の研究開発・輸出拠点化に向け各事業に取り組んできた。2021年度は第2期計画期間の最終年度となるが、これまで10年間に亘る特区関連事業の推進により、一定の成果を得ることができたことから、所期の目的を果たしたとして、2022年3月末をもって、特区計画の終了と当機構の解散を予定している。

4. 2021年度の取組方針

フード特区の第2期計画期間が終了する2021年度を展望し、2018年度に以下のとおり「フード特区の出口戦略」を策定した。2021年度はこの戦略に沿った取組みを推進し、「全道・全国に波及するような事例」を創出していく。

また、当機構の解散に向けて、事業の移管等を円滑に進める。

(1) 出口戦略

フード特区の目標である「北海道をオランダのフードバレーに匹敵する食の研究開発・輸出拠点とする」ことを推進し、全道・全国のモデルとなるような成果を残す。

(2) 戦術

- ・特区の優遇措置である「財政支援制度」を活用した事業を推進する。
- ・エリア毎に発掘した「核・柱となる事業（重点事業）」を推進する。

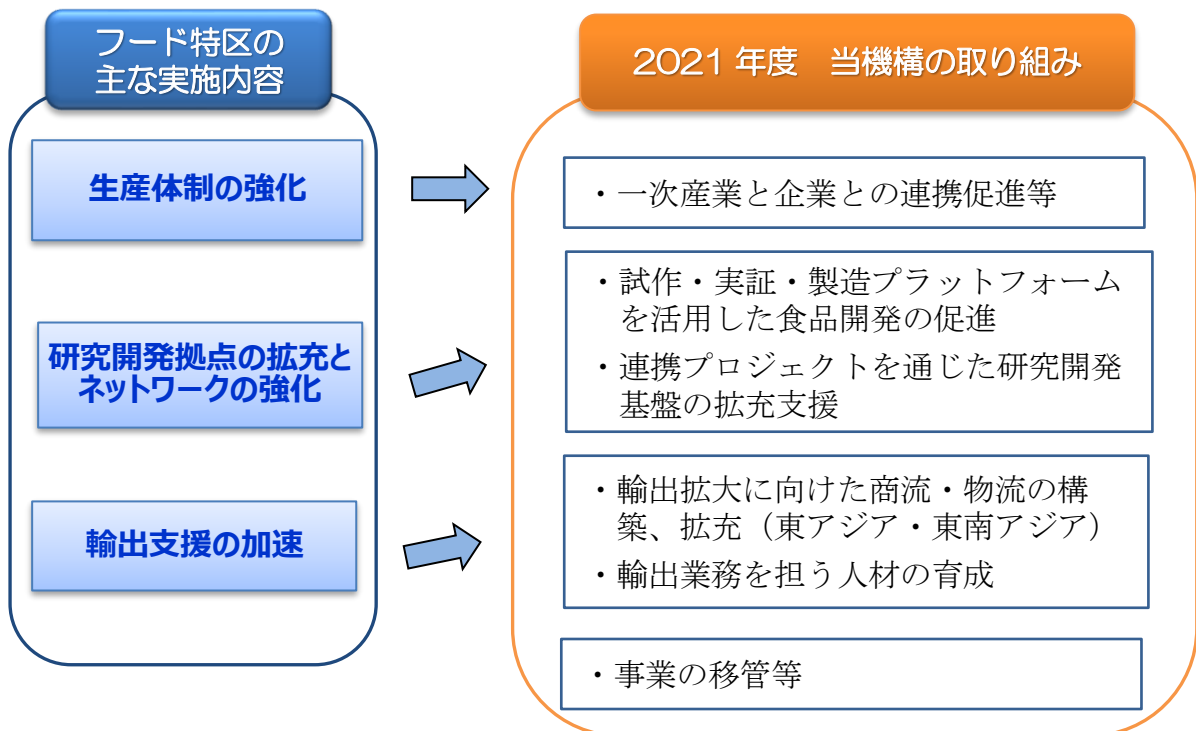
5. 2021年度の取組み

2021年度は基本的には出口戦略に基づき、重点事業^(※)を主体に以下に取り組む。(※ 2021年度の重点事業は、別紙「2021年度重点事業一覧」をご参照)

2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策により、一次産業と企業との連携促進や研究開発関連におけるすり合わせ、輸出支援事業での商談会・セミナー等はリモートを活用するなど取組みをすすめてきた。2021年度は引き続き、国や道などによる行動規制について注視し、リモートの更なる活用など様々な工夫・代替手段により取組みを進めていくこととし、理事会及び常任理事会には事業の進捗や取組み実績、事業の進め方等について、適宜報告する。

また、当機構の解散に向けて、関係機関との調整・協議を行い、事業の移管等を円滑に進める。

【2021年度 当機構の取組み概要図】



以下に、2021年度の具体的な取組内容を記載する。

II 2021 年度の取組内容

1 生産体制の強化

(1) 一次産業と企業との連携促進等

① これまでの経過

2020 年度は、165 件（3/末時点）の相談案件（連携ニーズ）の中から、4 件の連携プロジェクトを選定し、過去 3 年度分と合わせて 42 件とした。2020 年度の成果として、内閣府に KPI として報告するプロジェクト候補を 6 件選定する予定。これで 4 年間の累計が 22 件になる。

連携プロジェクト数と KPI 実績の推移

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
新規プロジェクト数	14	19	5	4	—
累計プロジェクト数	14	33	38	42	—
KPI 実績（年度）	4	6	6	想定 6	目標 3 以上
KPI 実績（累計）	4	10	16	想定 22	目標 25 以上
KPI 目標（累計）	5	10	15	20	25
達成率	80%	100%	106%	想定 110%	目標 100%以上

② 取組内容

(A) 考え方

産業連携推進オフィス活動が最終年度を迎えることから、フード特区計画の数値目標（KPI）である「一次産業と企業との連携プロジェクト数 5 年間で 25 件」を確実に達成する。

特区計画終了を見据え、個別プロジェクトの自走を図るとともに、産業連携推進オフィスの有用性のある機能についてとりまとめる。

(B) 具体的な取組内容

- (a) 選定した 42 件の連携プロジェクトについて、自走に向けての課題を洗い出し、その解決に向けた相談・支援を行う。
- (b) 特にまだ KPI として報告していない連携プロジェクトについて、企業マッチングや資金調達など実務的な支援を行い、3 件以上の KPI 案件候補を創出する。
- (c) 産業連携推進オフィスの成果を精査するとともに、企業ニーズや他機関との比較等にもとづき、有用な機能を絞りこみ、今後の産業連携に関する報告として上半期にとりまとめの上、関係団体（道、4 市、中小企業基盤整備機構、北海道中小企業総合支援センター等）に引き継ぐ。

③ 重点事業

取組・事業名		取組・事業内容
重 ②	水産物由来オイル開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物未利用資源から機能性油脂を生産。 ・コロナ禍により担い手企業の経営悪化、7月までに事業継承の姿が確定する。
重 ③	魚類鮮度測定法の国際標準化	<ul style="list-style-type: none"> ・函館地域産業振興財団を中心に産学官チームによる取組 ・農水省・経産省等の調査研究予算により妥当性検証終了。JAS化の申請を年度内に行う予定。 ・当機構解散後の自走を上半期に確認する（すでに当機構の役割は委員会参加のみとなっている）。
重 ②⑥	北海道ワイン基盤技術開発	<ul style="list-style-type: none"> ・醸造用ブドウの気象条件等のデータ蓄積を産学官チームで推進（当機構は事務局） ・ワイン・ブドウの研究開発機能の継続体制を年内に検討する

2 研究開発拠点の拡充とネットワーク強化

(1) 試作・実証・製造プラットフォームを活用した食品開発の促進

① これまでの経過

試作・実証・製造プラットフォームの機能を強化するため、2019年度に公益財団法人北海道科学技術総合振興センター、地方独立行政法人北海道立総合研究機構、当機構の創立メンバーに加え、北海道経済連合会及び一般社団法人北海道食品産業協議会が参画した。2020年度は、相談案件の全パートナー企業間いかけなどの事業活性化の取組に加え、企業への訪問対話による新機能発掘などのプラットフォームの拡充方策を講じ、パートナー企業数は目標の100社を突破した。

②取組内容

(A) 考え方

2019年度に構築した新たなスキーム、2020年度から積極的に取り組んでいるプラットフォーム活性化・拡充方策を活かして、業務の「見える化」を図り、特区計画終了後を見据えた主たる事務局の円滑な機能移管を行う。

(B) 具体的な取組内容

- (a) プラットフォーム活性化・拡充方策を継続し、プラットフォームの価値をさらに高める。特に、パートナー企業への働きかけを強化し、新たな設備投資やパートナー企業間の連携促進によって多様な相談に対応できるようにする。
- (b) 方策とその成果を検証し、「プラットフォーム業務のシステム」としてとりまとめる。具体的には、パートナー企業データベースや、進捗管理や方策立案に利用できる活動リストなどを整備する。
- (c) 2019年度に構築した新たなスキームおよび(a)(b)の成果を活かして、プラットフォームの主たる事務局の円滑な機能移管を行う。

(d) 事務局機能の移管については、移管相手先に、順次、事務局機能を移管し、年度後半に移管を完了する。

③ 重点事業

事業名	事業内容
重 ⑦ 試作・実証・製造プラットフォームの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 機関連携を深め、相談案件を発掘できるシステムづくりや新たな OEM 受託企業の拡大 ・ プラットフォームに係る取組をシステム化する ・ 主たる事務局機能の移管を行う

(2) 連携プロジェクトを通じた研究開発基盤の拡充支援

① これまでの経過

産業連携推進オフィスの活動の一環で研究開発基盤の拡充に寄与する連携プロジェクトを支援してきた。

大学・研究機関が主導する連携プロジェクトとして、4年間に17件を発掘し、研究資金獲得等の支援を行なった。

企業主導の連携プロジェクトに対しては、大学・研究機関とのマッチングを促進した結果、10件のプロジェクトに大学・研究機関が参画した。

② 取組内容

(A) 考え方

研究開発基盤の拡充につながる連携プロジェクトの自走化に重点をおく。また、研究開発基盤につながる連携プロジェクトのあり方については、今後の産業連携に関する報告（4ページ、(1)一次産業と企業との連携促進等に記載）の中でとりまとめる。

(B) 具体的な取組内容

- (a) 大学・研究機関が主導する連携プロジェクトを自走するために、社会実装を担う企業の参画を促進する。そして、産学連携タイプの研究資金確保（企業との共同研究を含む）の支援を行い、プロジェクトの持続化を図る。
- (b) 企業主導の連携プロジェクトにおける研究活動については、研究開発資金確保の支援等により持続化を図る。
- (c) 連携プロジェクトを通じた研究開発基盤の拡充支援の自走化モデルとして、ワインに関する研究・産業集積を目指した連携促進事業を引き続き行い、持続的研究開発体制の確立を目指す。
- (d) 研究開発基盤の拡充につながる連携プロジェクトのあり方については、今後の産業連携に関する報告として上半期にとりまとめの上、関係団体（道、4市、中小企業基盤整備機構、北海道中小企業総合支援センター等）に引き継ぐ。

③ 重点事業

事業名	事業内容
重 ⑩ 北海道大学 COI への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ COI の研究課題で特区目的と合致するプロジェクトを支援し、重点⑳ワイン研究につながった。 ・ COI 拠点自走の目途が立っているため、当機構として拠点持続のための特別な支援は行わない。
重 ⑪ Smart-H で構築した一貫した評価システムを活用強化するプロジェクトの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別プロジェクトの資金獲得等を支援し一貫評価システムを活用するアプローチ。 ・ 昨年度に引き続き、有効成分分析を中心に活用する。 ・ NOASTEC が経産省事業・ヘルシーDo 事業等で継承しているため、当機構として特別な措置は行わない。
重 ⑬ 江別モデルをコアとした北海道ヘルスバレー構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度に引き続き、情報大学・江別市・ノーステックとともに江別モデルの効果を把握する。 ・ 情報大学から特区終了後の方向性について検討することを要望されているため、4者間でスマートシティなど次の展開につながる構想・体制づくりを支援する。
重 ⑭ 帯広畜産大学のフードサイエンス拠点化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十勝作物オイル研究について引き続き企業マッチング・資金確保の支援を行い、自走化を図る。
重 ⑯ 北海道ワイン基盤技術開発（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 醸造用ブドウの気象条件等のデータ蓄積を産学官チームで推進（当機構は事務局） ・ ワイン・ブドウの研究開発機能の継続体制を年内に検討する

3 輸出支援の加速

(1) 輸出拡大に向けた商流・物流の構築、拡充（東アジア・東南アジア）

①これまでの経過

- ・ 輸出に意欲のある道内の企業・団体（以下、「事業者」）および輸出対象商品を発掘するとともに、事業者の輸出相談対応や商談支援を通じて商流・物流の構築を支援するなど輸出拡大の取組みを実施したことにより、知識・情報・ノウハウ・ネットワークが蓄積され、それらを活用して、次の(A)～(D)に取り組んできた。
- (A) セミナーや個別輸出相談会等の開催および訪問活動を通じた、新たに輸出に取り組む事業者および輸出対象商品の発掘
- (B) 事業者の輸出の取組みの支援を通じた「新規の商流・物流の構築」
- (C) 既に構築された商流・物流を活用した「新たな取引先の発掘」、「既存取引先における取扱数量の増大及び新たな商品の取扱」、「物流効率化・コスト低減」
- (D) 輸出に関する課題等の把握とその解決方法の検討及び実施
- ・ 以上の結果、タイの輸入卸売事業者との商流・物流が構築され、輸出対象商品の提案が随時可能な状況にあるとともに、タイ側からの商品提案の依頼も増加しており、着実な輸出実績に繋がっている。

- ・また、「道産食品輸出塾」等の事業を他の輸出支援機関と共同で実施するなど、各機関の強みを活かして相乗効果を発揮できるように努めてきた。
特に、昨年度は新型コロナウイルス感染症による社会経済情勢の変化を踏まえ、デジタルツールを活用したオンライン商談等の“新たな商談方法”を積極的に推進し、商談件数や成約実績が増加するなど着実に成果を上げてきた。

②取組内容

(A) 考え方

2020年度までの活動で得られた成果を踏まえて、2021年度も引き続き次のとおり実施していくが、2021年度は特区計画の最終年度であることから、輸出支援機関への輸出支援機能の引き継ぎや、事業者自らが輸出できる体制の構築を着実に進めていく。

- ・国内外の関係機関との連携・協力を通して、輸出に意欲のある事業者および輸出商品の発掘、商談等支援の実施、商流・物流の構築・拡充による新たな輸出市場の創造及び拡充の推進、輸出に関する課題等の把握及びその解決を図ることで、輸出実績を更に拡大していく。
- ・輸出支援業務マニュアルを整備・拡充していくとともに、その内容を他の輸出支援機関等と共有するなど、輸出支援機能の引き継ぎを着実に進めていく。
- ・現在、機構が支援している事業者は、事業者自らが輸出できる体制の構築を着実に進めていく(人材育成も兼ねる)とともに、他の輸出支援機関が対応すべく順次引き継ぎを進めていく。

(B) 具体的な取組内容

- ・特区計画終了後における道内企業への輸出支援が円滑に進むよう、機構が有する機能・ノウハウを輸出支援機関と共有し、引き継ぎを着実に進めていくため、輸出支援機関と連携・協働の上、次の(a)～(d)を実施する。
 - (a) 新たに輸出に取り組む事業者・輸出対象商品の発掘
 - (b) 商談機会の提供と商談支援
 - (c) 輸出相談の対応
 - (d) 輸出支援機能の引き継ぎの実施
- ・上記(a)、(b)は、昨年度に引き続き北海道、ジェトロ北海道および北海道貿易物産振興会と共同で「道産食品輸出塾」を開講し、その活動を通じて進めていく。
特に、オンライン商談等の“新たな商談方法”を習得し、活用していく。
(例)セミナーや個別輸出相談会等の開催を通じた輸出に関する知識やノウハウの習得、オンライン商談会等の開催による商談機会の提供、商談支援およびフォローアップの実施
- ・上記(c)は、上期は食ビジネスやマーケットに精通した専門家(コーディネーター)を道内に配置して、輸出に意欲のある道内の事業者および輸出対象商品を発

掘するとともに、事業者の輸出に関する取組みを支援していく。

下期はコーディネーターを配置しないことから、他の輸出支援機関が対応すべく引き継ぎを進めていく。

- ・上記(d)は、事業者自らが輸出できる体制の構築を着実に進めていくとともに、他の輸出支援機関が対応すべく順次引き継ぎを進めていく。

- ・また、「道産食品輸出拡大会議」^(注)(事務局:北海道農政事務所、北海道、北海道経済連合会)の構成員として、その活動を通じて、輸出に関する課題等の把握およびその解決を図っていくことで、輸出拡大を進めていく。

(注) 道産食品の輸出拡大に向けて、その課題の抽出及び解決策の検討の実施等を図ることを目的に、「北海道地域農林水産物等輸出促進協議会(事務局:北海道農政事務所、北海道)」の下部組織として設置(7機関で構成)。

本会議に設置した4つの専門部会(菓子、酒類、畜産品、航空貨物)の活動等を通じて、輸出拡大方策の検討および推進を進めている。

③重点事業

取組・事業名		取組・事業内容
重 ⑱	東アジア・東南アジア向け輸出支援	○新たに輸出に取り組む事業者・輸出対象商品の発掘、商談機会の提供と商談支援、輸出相談の対応、輸出支援機能への引き継ぎの実施

(2) 輸出業務を担う人材の育成

①これまでの経過

機構がこれまでの活動で蓄積してきた知識・情報・ノウハウ・ネットワークを活用して、輸出に取り組む事業者を支援してきた。

一部の事業者は、自ら輸出できる体制を構築したが、商流・物流の構築までには至っておらず、引き続き支援を必要としている。

②取組内容

(A) 考え方

2020年度の活動で得られた成果を踏まえて、2021年度も引き続き実施していくが、2021年度は特区計画の最終年度であることから、事業者自らが輸出できる体制の構築(輸出手続きや輸出先国・商品に関する規制等の把握とその対応)を着実に進めていくとともに、他の輸出支援機関が対応すべく順次引き継ぎを進めていく。

(B) 具体的な取組内容

- ・2020年度に引き続き「道産食品輸出塾」を開講し、そのプログラムにある貿易実務講座やセミナー等の開催、商談会への参加や商談支援等を通じて輸出に関する知識やノウハウを習得することで、事業者における輸出業務を担う人材の育成を着実に進めていく。

- ・商談会の準備段階から実施後のフォローアップを通じて、事業者の輸出の取り組みを支援していく。

特に、コロナ禍を踏まえ、2021年度も現地への渡航や海外バイヤーの招聘など従来の商談方法は実施が困難と予想されることを踏まえ、オンライン商談等の“新たな商談方法”を着実に習得し、活用していく。

- ・以上の結果、事業者が輸出全般に係る知識・情報・ノウハウと輸出手続きや新たな商談方法を習得することができ、商談成約後速やかに輸出できる体制の構築を着実に進めていく。

(C) 重点事業

取組・事業名		取組・事業内容
重 ⑱	輸出業務を担う人材の育成	○輸出に関する知識やノウハウの習得による、事業者における輸出業務を担う人材の育成 特に、コロナ禍を踏まえ、オンライン商談等の“新たな商談方法”の習得及び活用

Ⅲ フード特区の統括・管理（マネジメント）

1 特区制度に基づく優遇措置の活用促進

特区計画の最終年度においても活用可能な「財政支援制度」を有効利用し、地域独自の取組みを推進する。

2 重点事業・地域独自の取組みの推進

北海道及び札幌市・江別市・帯広市・函館市と連携を図るとともに、全道・全国に波及するような事例を創出するため、重点事業及び特区の財政支援制度を活用した地域独自の取組みを推進する。

3 広報・賛助会員への対応

- ・機構の取組等を周知するため、ホームページやパンフレット等を活用し、情報発信・情報提供を実施する。
- ・賛助会員には定期的にメールマガジンによる情報発信を行うほか、賛助会員以外にも対象とした、当機構の10年間の取組み・実績等を総括した「報告会」を開催する。
- ・賛助会員及び関係機関等に対し、特区計画終了・当機構解散に関する情報の発信・周知を図る。

4 要望活動・会議参画等

- ・事業の効果的な推進を図るため、北海道経済連合会と連携して、国や北海道に対して要望活動を行う。
- ・関係機関の会議等に参画し情報交換等を行う。

5 フード特区機構の今後のあり方の協議継続

2022年3月に当機構は解散する予定であることから、事業の移管等について社員等の関係機関との協議を継続する。

6 調査事業の実施

特区計画が終了する2022年3月を展望し、フード特区の成果を検証するとともに北海道の食関連産業の目指す方向性を提案するための調査事業を2020年度に引き続き実施する。各年度の実施内容は次のとおり。

(1) 2020年度実施内容

- ・ フード特区の成果についての評価
- ・ 北海道及びフード特区エリア内における食関連産業の現状・課題・問題点の調査

(2) 2021年度実施内容（予定）

- ・ 北海道の食関連産業の課題・問題点の解決に向けて有効と考えられる解決方策の検討
- ・ 北海道の食関連産業の目指す方向性の提案

7 フード特区機構の解散に向けた取組み

当機構は2022年3月に解散する予定であることから、解散に向け以下に取り組む。

- ・ 当機構が実施している事業等の移管
- ・ フード特区のこれまでの実績・成果等の取りまとめ
- ・ 当機構の役割の継承に関する協議の実施
- ・ 当機構が有する知識・情報・ノウハウ等のマニュアルの作成および関係機関等へのマニュアルの提供

フード特区機構の解散に向けた全体スケジュール（イメージ）

